一般社団法人　山形県介護支援専門員協会会誌

ケアマネ通信　やまがた No.25

巻頭言

一般社団法人日本介護支援専門員協会
副会長 小原　秀和

こんにちは、副会長の小原と申します。山形県介護支援専門員協会の皆様におかれましては、当協会に多大なるご支援をいただき心より感謝申し上げます。

私は今期より新任の常任理事・副会長として日本介護支援専門員協会の運営に関わらせていただくことになりました。所属支部は秋田県ですので、同じ東北の人間として応援していただけたら大変心強く思います。

さて、平成30年4月の報酬改定について、支部や会員の皆様の大きな関心事だと思います。ご縁があり、社会保障審議会介護給付費分科会委員を拝命しましたので、それについてお伝えさせていただきます。

居宅介護支援事業所について、議論の大きな柱である論点に上がっているのが、以下の4つです。

①居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進する観点から、居宅介護支援事業所の管理者のあり方についてどのように考えるか（管理者を主任ケアマネとするかどうか）。

②公正中立なケアマネジメントを確保する観点から、特定事業所集中減算のあり方や利用者やその家族に対する説明・同意プロセス等についてどう考えるか（ケアマネジメントの公正中立性をどう確保するか、現在その担保の仕組みの一つとなっている特定事業所集中減算をどうするか）。

③退院後に円滑に必要な居宅サービスを受けられるようにするために、入院時を含めた医療機関と居宅介護支援事業所との更なる連携に向けた取組みについてどう考えるか（利用者の入退院時の医療介護の連携をどうするか）。

④末期の悪性腫瘍の患者に係るケアマネジメントについてどう考えるか（末期の悪性腫瘍の患者へのサービス提供及びサービス担当者会議の開催回数やケアプランをどうするか）。

詳しくは第143回介護給付費分科会の資料及び議事録を見ていただきたいのですが、上記は、介護支援専門員が支援をしていく中で、どれも大切な場面であることは言うまでもありませんが、単にどうやったら報酬や加算がアップするかどうかの話ではなく、我々介護支援専門員のケアマネジネントそのものの存在価値を試されているような内容が多々盛り込まれています。

皆様もご存知の通り、今、私たち介護支援専門員への風当たりは易しくありませんが、それを嘆いても何も変わりません。私たち自らが変化適応し、「介護支援専門員と日本の介護保険制度の未来創造」をする時と考えています。

大切なことは2つ…

「未来の介護支援専門員を創るのは今の介護支援専門員」

「ケアマネジャーはケアマネジメントで勝負する」ということです。

いよいよ10月より、介護給付費分科会も2巡目の議論がスタートします。私も魂を込めて臨みますので、ぜひ、一緒に力を合わせて「介護支援専門員の未来創造」の為に行動をしていきましょう。

結びに、山形県介護支援専門員協会の益々の発展をお祈りいたします。

巻頭言……1
一般社団法人日本介護支援専門員協会
副会長　小原　秀和
理事会報告……2
委員会報告……3
地区支部報告……4
Professional Comment　作業療法士より……6
相談窓口（ケアマネ110番）より……7
Professional Comment　山形県栄養士会より……8
編集後記……8

理事会報告

第33回 理事会

と　き　平成29年7月30日(日) 9時30分～
ところ　山形市総合福祉センター
参加者　佐藤(裕)　高木　明日　鈴木　星川
佐藤(郁)　大木　吉田　丹野　高橋(英)
児玉　荒木　佐藤(温)　佐藤(貴)
佐藤(知)　門脇　村山　菅原

1.地区支部報告について

山形　総会　第1回研修会　第2回研修会
庄内　総会　第1回研修会
最上　5月総会･懇親会
村山　ケアマネんぼの会　10月21日予定
置賜　総会　第1回研修会参加者117名

2.各委員会の構成について

地区支部からの委員会への参加･地区支部の組織図上の位置づけなどについての意見あり。
組織図案は検討を継続していく。
※右図【委員会体制】(☆は委員長)

委員会名	委員名
研修	高木知里☆
	髙橋則好
	髙山悠二
	星川知佳子
	伊藤欣也
	佐藤温子
	菅原麗子
サポート	荒木昭雄☆
	明日浩子
	高橋英一
	佐藤温子
	阿部淳士
	藤橋佳代子
	村山正市(オブザーバー)
広報	佐藤知生☆
	伊藤喜久子
	星川知佳子
	大木徹
	石塚奈美子
	高橋英一
	荒木昭雄(HP担当)

委員会名	委員名
調査･研究	吉田京子☆
	結城弥生
	佐藤郁子
	丹野克子
	菅原麗子
財務	星利佳☆
	高木知里
	五十嵐元徳
総務	佐藤貴司☆
	明日浩子
	藤橋佳代子
研修受託事業	村山正市☆
	鈴木真祐美
	髙山悠二
	丹野克子
	高橋秀典
	児玉直子
	阿部淳士
	伊藤順哉
	門脇俊宏
	五十嵐元徳

3.新規入会者の承認ついて

添付資料の通り承認される。

4.委員会より

1)研修受託事業委員会報告
今後の受託について協会として検討していく。
2)サポート委員会
県委託相談事業について､HPでの受付終了後､件数6件と減少｡各地区支部研修会での相談事業の協力要請あり｡会員専用掲示板は利用者なし｡匿名を外すことになる。

5.その他

･名刺について:作成希望者募る。
･｢災害発生直後～三日後ヒアリングシートについて(日本介護支援専門員協会作成)｣各地区支部での状況把握･シートを記載する余力､県協会としての体制についてなど意見交換あり｡県支部として可能な範囲で使用する。
･平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業｢薬剤師おためし訪問事業について｣
･日本介護支援専門員協会社員総会報告

第34回 理事会

と　き　平成29年9月30日(土) 16時～
ところ　山形市総合福祉センター
参加者　高木　明日　結城　鈴木(真)　星川
佐藤(貴)　五十嵐　大木　星　吉田
高橋(英)　児玉　佐藤(温)　佐藤(知)
阿部　伊藤(順)　藤橋　門脇

1.委員会報告

1)研修
10月21日(土)･12月3日(日)に予定していた研修会講師の川越氏が入院したことにより､10月21日は中止｡12月3日は別内容で企画することの報告｡ホームページにても通知している。
2)サポート
相談業務件数少なくなっている｡電話相談増加。会員専用掲示板:匿名でも可としたが少ない。
3)広報
24号での個人名の間違いが多くお詫びあり。

また発刊時期が事務局での法定研修会対応にて発送作業が遅れたことなどあり。今後の発送体制・広報誌の在り方など検討が必要とされた。

情報発信についてはインターネットなど他の媒体の使用、広報誌についてはより内容を深めていくこと、会員の興味の引く内容の編集、アルバイトの導入、地区支部での発送作業など、今後、次年度へ向けて検討していくこととなる。

4）財務

財務状況確認作業の報告。会計監査7月まで終了。法定研修会経費32％の執行状況。研修ごとの執行状況分析。今後の研修の継続について検討必要。協会としてもメリットはあり。

5）総務

休業中の会長との会務運営上の確認作業の報告。新規入会者なし。会員名簿整理して各地区へ送る必要が確認された。また、会員に異動の際は事務局へ連絡してもらえるよう通知文を送付することが確認された。

6）研修受託事業

主任ケアマネ・主任更新終了の報告。専門研修Ⅱ・更新研修10月から開始予定。

2. 地区支部報告

1）最上　研修会報告・次回予定報告。

2）庄内　研修会報告・次回予定。

9月21日（木）、第1回庄内地区地域保健医療協議会在宅医療専門部会へ阿部理事が委員として派遣。

2）村山

今後の予定報告。

3）置賜

次回研修会の予定報告

3.その他

・山形県薬剤師会より「薬剤師のお試し訪問事業」について

委員会報告

研修受託事業委員会

介護支援専門員専門研修課程Ⅰ、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修を修了することができました。現在、10月5日～介護支援専門員専門研修課程Ⅱ・更新研修（実務経験者）の研修を内陸コースA・B、庄内コースの3コースに分けて実施しています。会場の定員の関係から会場の変更もあるかと思いますのでご了承ください。

更新研修受講修了された方は忘れずに更新手続きをしてください。介護支援専門員証の有効期間を過ぎた場合は、実務に従事できなくなるばかりでなく、もし有効期間を過ぎた状態で従事した場合は、法律違反になり処罰対象となります。また、主任介護支援専門員の方は修了証書の有効期間の確認も忘れずにお願いします。

自己責任において、資格の有効期間管理および、どの研修を受講すれば良いのかを年度初めに確認しておくようにしてください。最近、どの研修を受ければいいのかわからないとの問い合わせが増えています。

（委員長　村山正市）

サポート委員会

今年4月から新たにスタートした「会員専用相談掲示板」ですが、相談件数が少なく会員番号の記入をお願いしたことが足かせとなっているのかと思われました。そのため、8月から会員番号の記載を中止し匿名での投稿も可能といたしました。ログインIDは半角小文字で『yacm』、パスワードは半角で『1098』（協会の電話番号）となります。また、「県相談業務委託事業」として、面接、電話、FAX、e-メールの他、各地区支部研修会後にも「ケアマネ110番」を開催し相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

（委員長　荒木昭雄）

総務委員会

会員の方の住所や勤務地など、会員情報に変更があった方は、事務局までメールまたは郵便でお知らせください。また、引き落としが出来ないなど、会費未納入の方には改めて納入のお願いをいたしますので、速やかに納入くださいますようお願いいたします。

（委員長　佐藤貴司）

調査・研究委員会

日頃より調査・研究委員会の活動にご協力いただきありがとうございます。

昨年度までは一委員として活動してまいりましたが、今年度は委員長という大役を仰せつかりました。新体制のもと、会員の皆様の日々の業務に活かせる、また、会の運営に役立つような調査・研究を行いたいと思い検討を重ねているところです。

調査を希望する内容等がございましたら、お気軽に当協会までお知らせください。また、今後の調査・研究依頼についてもご協力いただけますようよろしくお願いいたします。　　（委員長　吉田京子）

地区支部報告

置賜地区支部報告

平成29年7月22日（土）、米沢市にある伝国の杜2階大会議室に於いて、平成29年度置賜地区支部総会と第1回研修会を開催しました。

13時より置賜地区支部総会を行い、平成28年度事業報告・決算、平成29年度事業計画・予算案の承認をいただきました。出席者は31名でした。

13時30分からは、第1回研修会、『相談援助職の記録の書き方』～限られた時間で的確な記録を残す！～と題して、福島県立医科大学　放射線医学県民健康管理センター　特任准教授　米国カリフォルニア州臨床ソーシャルワーカー　八木亜紀子　氏よりSOAPを使った記録の書き方について講義していただきました。

休憩なく2時間続けての講義でしたが、巧みな話術と充実した内容で「あっ」という間に時間が経過してしまった感じでした。

参加者のみなさんは「大変参考になった、これからの業務に役立てて行きます。」という意見が多かったようです。参加者は117名（会員67名、非会員50名）でした。

山形地区支部報告

1．平成29年度総会・第1回研修会

日　時：平成29年5月31日（水）19時～21時
場　所：山形市総合福祉センター2階 交流ホール
テーマ：
今、介護支援専門員が準備すべきこと
～2018年度医療・介護報酬の同時改定に向けて～
講演タイトル：
介護保険制度の動向とケアマネジメント
講　師：鷲見よしみ 氏
一般社団法人日本介護支援専門員協会会長（当時）
参加者：会員54名・非会員（研修会のみ）8名

総会では丹野地区支部長から地区支部研修は会員・役員が一緒に作り上げていきたいとの挨拶があり、28年度事業・決算の報告、29年度事業計画・予算の報告が承認されました。

研修会では、鷲見協会会長（当時）より、「課題があって論点がある。政策の目的をしっかり受け取り、政策による新たな課題の発生が無いか、暮らしやすくなっ

ているか日々問題意識を持つことが大切」とのお話しがあり、報酬改定の方向性予測の説明、担当ケアマネジャーへの信頼は98.7%との調査結果、居宅管理者役割の明確化は1人ケアマネジャーのリスクが背景にあること等が説明されました。そして最後に、現役ケアマネジャーである講師のケアマネジメントのテーマが、「できる・できない」を超えて「ともに暮らす」であるとの言葉が印象的でした。

2. 平成29年度第2回研修会

日　時：平成29年7月26日（水）19時～20時30分
場　所：山形市東部公民館2階講堂
テーマ：認知症の人とその家族の思いを知る
講演タイトル：
認知症の人から学んだこと・認知症の理解に向けて
～認知症の人と家族会の活動をとおして～
講　師：山名康子氏
（認知症の人と家族の会・山形県支部　世話人代表）
参加者：22名

認知症の人と家族に寄り添ってこられた山名先生から6事例をお聞きし、見えてくる本人の思い、家族の思いが心に響いた研修会でした。「当事者が求める」関わりの持ち方についても具体的に教えて頂き、研修終盤では参加者と先生との質問のやり取りもあり、明日からの支援に大変参考になりました。

最上地区支部報告

最上地区支部では去る平成29年5月19日（金）支部総会並びに懇親会を開催しました。

総会では平成28年度決算報告・活動報告、平成29年度予算・研修計画・役員改正など提案通り承認されました。

総会後の懇親会では、日頃最上地区で働いていながら、なかなか一緒になることのない介護支援専門員の方々と親睦を深めることができました。また新規入会された会員の方も多数参加され、情報交換の良い機会となりました。

さて最上支部では研修会も多職種連携を行っております。昨年度も新庄最上薬剤師会との合同研修を行っております。多職種との研修を一緒に開催することで、専門職と顔の見える相談しやすい関係性作りにもなっております。

今年度第一弾といたしまして今回は社会福祉士会との合同研修を企画しました。

社会福祉士会最上支部・介護支援専門員協会合同研修会

日時：平成29年10月21日（土）
会場：新庄駅内　ゆめりあ2階会議室
（新庄市多門町1-2）
内容：『経済的虐待～社会資源を活用して
解決方法を一緒に考えよう～』
講師：新庄市地域包括支援センター
社会福祉士・主任介護支援専門員
黒坂陽一氏

今年度も最上地区支部では支部研修会を多数予定しております。昨年度同様最上地区だけではなく、県内の介護支援専門員・医療福祉関係者の多数の参加をお待ちしております。

今後の予定に関しては、ホームページ等広報いたしますのでご気軽にご参加ください。

Professional Comment ～専門職より　作業療法士より

作業療法の学生であった当時、祖母の家を訪ねると廊下のわきにずらりとバスタオルがかけられていました。よく見ると金属製の手すりにタオルがかかっていました。1mの高さに設置してあったため150cmほどの祖母には物干しとしてちょうどよかったようです。いくら良い物でも対象者に合わない（不適合）と本来の目的では使えないという代表例ですね。いま思うと“いつ”、“どこで”、“誰が”、“何を”、“なぜ”、“どのようにして”使うのかを考えれば良かったように思います。介護保険での福祉用具に関して、福祉用具サービス計画の作成が義務付けられるようになってきたのはこういった理由があるのでしょう。

ここからは手すりではなく福祉用具の不適切な活用例として車椅子を題材にお話ししたいと思います。

車椅子に座っていて、図のようにズッコケて座っている方を見たことがあると思います。このように背中が丸まっている姿勢で“深呼吸”をしてみて下さい。きっと大きく息を吸えないことに気づくはずです。“バンザイ”をしてみましょう。手が上がらないことに気づくと思います。背中を丸め首を仰け反らせた状態で水が飲めますか？ 飲み込みにくいかむせ込むでしょう。きっと安楽ではないですよね。

ではなぜこのような姿勢になるのでしょうか？代表例として図のように車椅子の奥行に対して対象者の足の長さが合っていない（不適合）ことがあげられます。なんだか窮屈ですね。この状態で長期間過ごすと全身の変形、拘縮などの廃用につながり、立位等にも大きな悪影響を与え、知らず知らずのうちに自立を阻害してしまいます。逆に身体に合った（適合）車椅子を使用したことで、自宅内を自分で移動したり、食事がしやすくなったり、誤嚥を防いだケースを経験しています。要するに使い方次第と言う事ですね。

歩行は秒単位や分単位で行われていることが多い中、座るというのは寝ることと同様に時間単位で行われるものです。是非、対象者の生活が豊かになるよう、お近くの作業療法士と一緒に用具について真剣にそして贅沢に考えてみてはいかがでしょうか。　　（最上病院　髙山悠二）

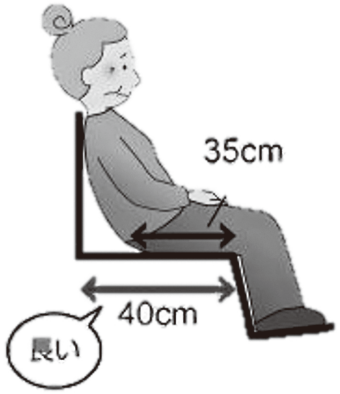

日本シーティングコンサルタント協会　HP　e-ラーニングより

ケアマネ110番より

相談窓口（ケアマネ110番）より

このコーナーでは山形県介護支援専門員協会相談窓口に寄せられたご相談と回答をお伝えします。

トイレ便器の段差解消について

質問

トイレ便器のかさ上げが介護保険の住宅改修対象と考えますが、保険者での見解がまちまちなので、制度上該当するかどうか教えてください。

利用者の状況は股関節の障害があり、現在トイレの便器よりも５㎝高くないと立ち上がりに支障をきたします。立ち上がりのために手すり工事も合わせて行う予定です。利用者、家族から相談を受けた際に、段差解消と思い保険者へ相談したところ「洋式便器から洋式便器への交換は該当しません」と言われました。①高さのある便器へ便器本体全部該当するという保険者と、②便座下にかさ上げした部分だけ該当するという保険者と、③該当しませんという保険者があると聞いています。段差解消ですので①に該当すると思われますが、どうなのでしょうか？

回答

H12.4.28 厚生労働省事務連絡（介護保険最新情報 vol.71. 介護報酬などに係る Q＆A vol.2）によれば

Q：リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取り替えとして住宅改修の支給対象となるか。

① 洋式便器をかさ上げする工事
② 便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合
③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A：①は支給対象となる。
②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取り替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。
③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

また、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターのQ&Aによると
Q：便器の高さについて利用者に適した高さの便器に取り替えるという工事は対象になるか？高さについての基準はあるか？

A：本人の身体状況により適切な理由があれば、支給対象とすることが可能である。高くする工事、低くする工事が考えられる。市町村に事前に確認のこと。
改修前後の高さを、スケールなど当てて撮影した写真が必要だと思われます。

上記の通りですので、介護保険住宅改修対象になり得ます。10年以上前の事務連絡ですので保険者も把握していない場合がありますので、根拠を提示して相談してください。

Professional Comment ～専門職より　山形県栄養士会より

栄養ケア・ステーションは、栄養ケアを提供する地域密着型の拠点です。都道府県栄養士会の栄養ケア・ステーションをはじめ、全国237か所（2016年9月末現在）に設置しています。地域住民の方はもちろん、自治体、健康保険組合、民間企業、医療機関、薬局、食育関連団体などを対象に、日々の栄養相談、特定保健指導、セミナー・研修会講師、調理教室の開催など、食に関する幅広いサービスを展開しています。ご依頼の内容には個別対応しておりますので、気軽にご相談ください。栄養と食の課題に、全国の管理栄養士・栄養士が対応します。

山形県内の主な活動内容は管理栄養士・栄養士の紹介と先程の内容の他に、地域の栄養・食事支援が円滑に進むよう助言や地域ケア会議などの出席もしています。現在は各地区4ヶ所に開設しています。

★山形地域（山形・寒河江・村山地区）
「ヘルシーサポートりんごの会」栄養士会事務局
⇒Tel 023-633-4727　Fax 023-633-4764

★庄内地域（鶴岡・酒田地区）
地域栄養ステーション　とよみ管理栄養士事務所
⇒Tel 0235-33-8571　Fax 0235-33-8572

★最上地域（新庄地区）
もがみD-june (だ・じゅね)
⇒Tel 090-4551-4790（柿崎明美）
Fax 0233-22-6265

★置賜地域（米沢・長井地区）
居宅介護支援事業所にんじん内「置賜地域栄養ケア・ステーション」
⇒Tel 090-4048-2994（竹田美喜子）

山形県はまだ開設してからの月日が浅い事業所もあるので、その他依頼内容を検討して対応していきます。栄養と食事で困っているご利用者さんやケアマネさん、**近くの栄養ケア・ステーションに連絡**してみてはいかがでしょうか?

管理栄養士・栄養士は世の中の人々に対して「栄養と食」に関して、専門的な知識と技術で「地域のみなさんが健康でイキイキと生活」できるよう応援します。

お詫びと訂正

「ケアマネ通信第24号」にて多くの間違いがありました。
以下にお詫びして訂正いたします。

1ページ	誤		正
左段　9行目	板垣英明	⇒	星弘幸
右段 15行目	星川千佳子	⇒	星川知佳子
19行目	高橋栄一	⇒	高橋英一
	高橋秀則	⇒	高橋秀典
20行目	阿部敦士	⇒	阿部淳士
24行目	若宮明美	⇒	若林明美

今後はこのようなことのないよう改めて校正の体制など検討してまいりますので、ご容赦頂けると幸いです。

編集後記

今回から新しい委員での編集となります。
あらたなコーナーを加えてみましたがいかがでしょうか。
あらためて会員の皆様に興味をもってもらえる内容にしていきたいと思っております。ご意見などありましたらよろしくお願いします。

一般社団法人　山形県介護支援専門員協会会誌
ケアマネ通信　やまがた　No.25

発行日／平成29年11月
発行人／佐藤　裕邦
発行所／一般社団法人 山形県介護支援専門員協会
〒990-0021 山形市小白川町2-3-31
山形県総合社会福祉センター内
TEL 023-633-1098　FAX 023-615-6521
E-mail : yacm@pony.ocn.ne.jp

印刷・製本／田宮印刷株式会社
〒990-2251　山形市立谷川三丁目 1410-1
TEL 023-686-6111　FAX 023-686-6114